

いがグラフィー 会則

いがグラフィー 会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、「いがグラフィー」と称する。

第2条（所在地）

本会の事務局は、三重県伊賀市内に置く。

第3条（目的）

本会は、伊賀市域を主な対象として、地域の将来を担う人材を育成し、多様な主体と協働しながら、持続可能で魅力ある地域社会を築くことを目的とする。

会員相互や他地域の団体、大学等研究機関との連携を深め、企業、学校、産業支援団体、行政と共に地域の未来像を描き、そのビジョンを共有することで、伊賀の魅力を次世代へとつなぐ。

第2章 事業

第4条（活動内容）

本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

1. 語らいと交流の場の提供

地域の未来を共に考える集いを定期的に関き、参加者同士が意見を交わし、学び合う機会とする。

2. 学びと体験の機会づくり

大学や研究機関、地域の団体と協力し、地域の課題や魅力を題材に学びや体験を重ね、地域で活躍する力を育てる。

3. 地域資源の再発見と活用

古民家や歴史的な町並み、空き店舗などを対象に、文化的な魅力と活用の可能性を見出し、次世代の担い手の学びと実践の場とする。

4. 多様な主体のつながりの推進

企業、学校、行政、市民団体などが協力し合える関係を築き、人材育成に資する共同の取組を進める。

5.関係人口の育成と交流

市外や県外からの参加者を受け入れ、新たな視点を取り入れることで地域の魅力を再発見し、継続的に関わる人材を育む。

第3章 会員

第5条（会員の種別）

本会の会員は、次のとおりとする。

1. **正会員** 本会の目的に賛同し、人材育成に関わる活動へ主体的に参加する個人
2. **賛助会員** 本会の活動を支援する個人または団体。賛助会員は総会に出席し意見を述べるができるが、議決権は有しない。

第6条（入会資格）

正会員となるためには、次の条件を満たすことを必要とする。

1. 本会の目的・活動内容に賛同すること
2. 運営委員会の承認を得ること
3. 伊賀市域での地域づくり活動に積極的に参加する意思を有すること

第7条（入会）

本会は、会費を徴収しない。ただし、特定の事業の実施に必要な費用については、運営委員会の決定により参加者に負担を求めることができる。

第8条（会員の資格喪失）

会員が次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- 1.退会の意思を届け出たとき
- 2.本会の目的に反する行為が認められたとき
- 3.著しく活動に参加しないとき

第4章 役員

第9条（役員）

本会に次の役員を置く。

1. 代表（1名）
2. 副代表（若干名、必要に応じて置く）
3. 事務局長（1名）
4. 会計（1名）
5. 運営委員（若干名）
6. 顧問（若干名、必要に応じて置く）

第10条（役員の仕事）

役員は次の職務を行う。

1. 代表 本会を総括し、対外的に代表する。
2. 副代表 代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。
3. 事務局長 本会の事務を取りまとめ、活動が円滑に行われるよう調整する。必要に応じて、外部の団体等と協力して事業を進めることができる。
4. 会計 会計を担当する。
5. 運営委員 本会の事業を分担し、推進する。
6. 顧問 本会の運営に助言を行う。

第11条（任期）

役員は会員の互選により選出し、任期は2年とする。再任を妨げない。

第5章 会議

第12条（総会）

総会を年1回開催し、活動報告・会計報告・方針決定を行い、人材育成や地域の未来づくりに資する新たな取り組みを検討する。必要に応じて役員会を随時開催する。

第13条（運営委員会）

本会の日常的な運営は、運営委員会で決定する。

第6章 会計

第14条（会計年度）

本会の会計年度は毎年1月1日から翌年12月31日とする。

第15条（資金）

本会の資金は、会費・寄付金・助成金・事業収入及びその他の収入をもって充てる。

第16条（会計報告）

会計は毎年度末に監査を受け、その結果を総会において報告する。監査担当者は総会において選出された正会員の中からこれを行う。

第7章 規約の改定・附則

第17条（規約の改定）

本規約の改定は、総会において出席会員の過半数の同意をもって行う。

第18条（附則）

本規約は、2025年4月1日から施行する。

1. 2025年4月1日設立。
2. 2025年度の事業年度は設立日から始める。